

生徒指導

特別指導の目的と規程

1 特別指導の目的と生徒指導委員会

(1) 特別指導の目的

特別指導は、単に罰として実施するものではなく、その生徒が問題行動を繰り返さないために自らを振り返り、自身の抱える心の問題を直視し、あらためて未来志向で日常生活を送ることができるようになることを期して、その生徒にとっての特別な指導を実施するものである。

(2) 生徒指導委員会

生徒指導委員会は、校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、学年主任、学年生徒指導係、教育相談係、人権教育係、関係HR T、関係部顧問で構成する。

2 特別指導に関する規程

生徒指導委員会は、以下の行為を行った生徒に対してその指導方法等を協議し、校長が決定する。

〔刑法犯行為〕

- ア) 窃盗犯：万引き、車・単車盜、自転車盜、その他
- イ) 粗暴犯：生徒間暴力(校内外)、対教師暴力、恐喝(たかり)・脅迫
- ウ) 強盗・強制性交等
- エ) 強制わいせつ・公然わいせつ
- オ) 器物損壊
- カ) 住居侵入
- キ) その他刑法犯行為

〔特別法犯行為〕

- ク) 大麻・覚せい剤取締法違反等
- ケ) 児童ポルノ禁止法違反
- コ) 鉄道営業法違反
- サ) その他の特法犯

〔不良行為・違反行為〕

- シ) 喫煙
- ス) 飲酒
- セ) 深夜徘徊
- ソ) 不健全娯楽
- タ) 不良交遊(含不健全性的行為)
- チ) 怠学
- ツ) 家出
- テ) いじめ
- ト) カンニング

〔道交法犯行為〕

- ナ) 無免許運転

服装・頭髪規程

1 本校生徒は、次の制服を着用する。

(1) 男子制服

- ア 冬 服 本校指定のエンブレム付き紺色ブレザー、校章刺繡入りカッターシャツ、同ズボン、ソックスを着用する。
- イ ネクタイ 本校指定のネクタイを常に着用する。(夏季は不要)
- ウ 夏 服 原則として、本校指定の校章刺繡入り半袖カッターシャツ(2・3年)又はポロシャツ(1年)・同ズボンとするが、健康状態等によっては冬服用カッターシャツを着用してもよい。
- エ ベルト 常に着用するものとし、色は黒またはそれに近い濃い色のものとする。

(2) 女子制服

- ア 冬 服 本校指定のエンブレム付き紺色ブレザー、校章刺繡入りカッターシャツ、同スカート、校章刺繡入り紺色ハイソックスを着用する。
- イ リボン 本校指定のダブル蝶タイを常に着用する。(夏季は不要)
- ウ 夏 服 原則として、本校指定の校章刺繡入り半袖カッターシャツ(2・3年)又はポロシャツ(1年)・同スカートとするが、健康状態等によっては冬服用カッターシャツを着用してもよい。

2 頭髪

- (1) 清潔端正な頭髪を心掛ける。
- (2) 地毛以外の髪色への髪染め、脱色等は禁止する。

3 防寒着

- (1) 冬季の防寒用として、コート、カーディガン、パーカー等を使用してもよい。ただし、華美でないものとする。
- (2) 登校後の校内(授業中も含む)においては、必ずブレザーの下に着用した状態で学校生活をおくる。
- (3) 女子は、冬季の防寒着としてストッキングを使用してもよい。ただし、華美でないものとする。

4 靴

- (1) 登下校時は靴を履くこととする。サンダル、クロックスの類や厚底の履き物等については、登下校時の安全面も鑑み、使用しない。

5 その他

- (1) ピアス、ネックレス、指輪、ペンダント等装飾品は身に着けない。
- (2) 式典時は、制服以外の防寒着、装飾品等は着用しない。

諸届規程

- 1 次の事項については、事前に学級担任または係に申し出て、校長の許可を受ける。
 - (1) 校内での募金活動・入場券（ライブ等）の販売・発行
 - (2) 印刷物・パンフレット等の刊行及び頒布
 - (3) 揭示広告
 - (4) 本校の名称を冠しての校外団体への加入や活動
 - (5) 各種調査
 - (6) 始業時より放課までの間の外出
- 2 次の事項については、学級担任に届け出て、指導を受ける。
 - (1) 校内器具・施設の汚損・破損・紛失
 - (2) 金銭物品の遺失・拾得・盗難
 - (3) 自宅および自宅付近の災害・学校感染症等の発生

アルバイトについて

アルバイト希望者は、事前に保護者、学級担任及び部顧問と相談の上、生徒指導部に「アルバイト届」と「雇用通知書」を提出する。

- 1 相談にあたって考慮すべき点
 - (1) 普段の学校生活や成績、家庭学習に著しい問題がないこと。
 - (2) 危険な場所や仕事でないこと。
 - (3) 風俗営業の場所や仕事でないこと。
 - (4) 労働時間は1日8時間を超えないこと。
 - (5) 1年生においては、学校生活に慣れることを第一とするため、1学期中間考査終了までは、アルバイトをしないこと。
 - (6) アルバイト日は、土、日、祝日、及び平日は2日までとすること。勤務時間は、平日については放課後帰宅してから午後9時までとし、休日も午後9時までの勤務とする。定期考査週間中は停止すること。
- 2 アルバイト実施手続き
 - (1) アルバイトの実施に当たっては、事前に保護者・学級担任・部顧問と十分相談する。
 - (2) 雇用主に「雇用通知書」を記入してもらい、担任に提出する。
 - (3) 「アルバイト届」を記入して担任に提出する。
- 3 アルバイト届、雇用通知書は、別紙様式による。

自転車通学規程

1 自転車通学をする場合には、以下のことに注意する。

- (1) 二人乗りをしないこと。
- (2) 常に整備し安全なものであること。(ベル、ブレーキ、ライト、テールランプ等)
- (3) 夜光テープをペダルまたは後部に貼ること。
- (4) 校名入りステッカーを、後部泥よけの反射鏡の上または下に貼ること。
- (5) 並列走行はしないこと。
- (6) 雨天時はカッパを着用すること。
- (7) イヤホンやヘッドホン・携帯電話等を使用しながら運転しないこと。
- (8) 次の自転車は通学用として許可をしない。
 - ア 改造自転車（ステップバーの取付は禁止）
 - イ ドロップハンドル、アップハンドル等
 - ウ サドルが極端に高い自転車
 - エ 整備不良の自転車

運転免許の取得及び自動車学校等への入校について

四ない運動（免許を取らない・車を買わない・運転をしない・他人に乗せてもらわない）の趣旨に基づき、在学中は運転免許の取得や自動車学校等への入校は原則として許可しない。ただし、就職等のため運転免許が必要な場合は、後期中間考查終了後、自動車学校等への入校を特別に許可する。希望者は「自動車学校入校許可願（別紙様式）」を提出する。

1 入校に際しては、以下の誓約事項を厳守すること。

誓約事項

- (1) 高校の授業（掃除・S H R を含む）および、高校で計画される諸行事を最優先します。
 - (2) 単位未認定科目のある場合には入校の許可の取り消しに応じます。
 - (3) 単位修得のための補充、追認考查等は最優先します。
 - (4) 卒業式以前に免許証の交付を受けた場合には、必ず高校に届け出、卒業式終了まで自動車学校に預けるなど、高校の指示に従います。
 - (5) 自転車の二人乗りや並進などの違反を繰り返す場合には、許可の取り消しに応じます。
 - (6) 問題行動を起こした場合には、いかなる指導にも従います。
- 2 自動車学校への入校は、入校時期により「特別入校」・「一般入校」・「卒業後入校」の3種類とする。「特別入校」とは後期中間考查終了後、「一般入校」とは3年自宅学習期間以降の入校を、「卒業後入校」とは卒業式後の入校をそれぞれいう。
- 3 自動車学校等への無許可入校、免許の無断取得等、指導方針に反した場合は、特別指導の対象とする。

生徒心得

生徒の規範意識を醸成するため、以下の内容を生徒心得とする。

1 通学（登校・下校）

- (1) 制服を必ず着用する。
- (2) 生徒手帳を常に携帯する。
- (3) 交通規則、交通道徳を守り、交通安全に努める。
- (4) 始業5分前までに登校することを心がける。
- (5) バス利用の場合は、バス停や車内における言動に注意し、常に良識ある高校生らしい態度をとる。

2 学校生活

- (1) 登校後は無断で外出してはならない。必要のある場合には学級担任の許可を受ける。
- (2) 校内の施設・器具を大切に扱い、落書きをしたり故意に壊したりしてはならない。
- (3) 校舎内外に配置された防火施設・器具などに緊急時以外は触れてはならない。
- (4) 携帯型音楽プレイヤー・スピーカー・携帯型ゲーム機・トランプなどのゲーム類、その他不良週刊誌等の有害雑誌やマンガ等を学校内に持ち込まない。
- (5) 男女交際は、健全であることを心がけ、節度を重んじて交際する。
- (6) 携帯電話、スマートフォンは、学校敷地内での使用を原則禁止とし、登校後は電源を切り、他の貴重品と同様に鍵付き個人ロッカーにて管理する。

3 校外生活

- (1) 高校生としてふさわしくない娯楽場（パチンコ・麻雀荘など）に出入りしない。
- (2) 四ない運動（免許を取らない・車を買わない・運転させない・他人に乗せてもらわない）を厳守する。